

「くまもとフリーWi-Fi」設置規約

1 目的

本規約は、熊本県（以下「県」という。）及び「くまもとフリーWi-Fi」を設置する施設（以下「施設」という。）が、国内外からの来訪者等の利便性向上、観光・交通情報等の発信力の強化、災害や大規模イベント時の情報伝達手段の充実を目的として、誰でも無料で利用できる公衆無線 LAN「くまもとフリーWi-Fi」の環境整備を行い、施設が施設利用者に対して無料公衆無線 LAN「くまもとフリーWi-Fi」のサービス（以下「本サービス」という。）を提供する上で必要な事項を定めます。

2 設置の協力

県及び施設は、前条の目的を達成するために必要と認める事項について、連携し協力するものとします。

3 設置箇所

施設は、不特定多数の施設利用者が利用可能な箇所等（例えば、ロビー、インフォメーションセンター、受付、待合所等の施設内で利用する者を制限しないような箇所）に「くまもとフリーWi-Fi」アクセスポイントを設置し、本サービスを提供するものとします。

4 サービス提供期間

本サービスの提供期間は、特段の取り決めがない限り一定の期限を設けず、継続して本サービスを提供するものとします。

5 サービス提供

施設は、本サービスの利用希望者に対して『「くまもとフリーWi-Fi」利用規約』に同意することを条件に本サービスを提供するものとします。

6 利用案内等

県は、「くまもとフリーWi-Fi」の周知のための表示物、利用者向け案内資料等を用意し、施設は、それらを使って利用者に対する周知、案内等を行うものとします。

7 設置申請

「くまもとフリーWi-Fi」の環境整備を行う施設は、本規約の内容を理解し同意の上、「くまもとフリーWi-Fi」設置（新規・変更・廃止）申請書（別添様式）に必要事項を記入し熊本県知事（以下「知事」という。）に提出するものとします。ただし、別に定める場合にはこの限りではありません。

知事は、申請内容について審査を行い、承認もしくは不承認の通知をします。

8 設置の制限

知事は、「くまもとフリーWi-Fi」の設置及び本サービスの提供が次のいずれかに該当する場

合、承認しないものとします。

- 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者によるもの。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業で使用するもの。ただし、県が特に認めるものを除く。
- 法令及び条例に反するもの、又はそのおそれがあると認められるもの。
- 県の信用又は品位を害するもの、又はそのおそれがあると認められるもの。
- その他、設置及び使用が適当でないと認められるもの。

9 設置方式

「くまもとフリーWi-Fi」の設置方式には、次に掲げる2種類のものがあり、施設がどちらかの方式の選択を行い、本サービスに必要な無線LAN機器を設置し、管理するものとします。

- NTT BP方式
- FREESPOT方式

10 設置協力事業者

県は、「くまもとフリーWi-Fi」として公衆無線LANの機器等の設定・設置を行うことができる設置協力事業者の募集を行い、ホームページ等で公開します。設置を希望する施設は、設置協力事業者に整備の相談、設置の委託等を依頼することができるものとします。

11 禁止事項

「くまもとフリーWi-Fi」においては、次の行為を行ってはならないものとします。

- 設置された「くまもとフリーWi-Fi」機器の変更や改造等、設置の目的と異なる設定変更。
- 設置された「くまもとフリーWi-Fi」機器の計画外の停止や廃止。
- 設置された「くまもとフリーWi-Fi」機器を使っての法令、条例に違反する行為、もしくはそれらのおそれのある行為。
- その他、県が不適切と判断する行為。

12 変更、廃止等

県は、「くまもとフリーWi-Fi」の方式等の内容変更や事業廃止等を行う必要が生じた場合、速やかに施設に通知するものとします。

施設は、「くまもとフリーWi-Fi」の設置箇所、設置期間、設定内容等に変更、もしくは、廃止の必要が生じた場合、速やかに「くまもとフリーWi-Fi」設置（新規・変更・廃止）申請書（別添様式）に必要事項を記入し知事に提出するものとします。

13 調査、報告

県は、施設に「くまもとフリーWi-Fi」の設置状況等について報告を求め、又は調査を行えるものとします。

14 承認の取消し

「くまもとフリーWi-Fi」の設置において次のいずれかに該当する場合、知事は設置の承認を取り消し、施設は「くまもとフリーWi-Fi」のサービスを提供できないものとしします。

- 施設がこの規約に違反したとき。
- 申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき。
- この規約の「設置の制限」に該当するとき。
- この規約の「禁止事項」に該当するとき。
- 県の求めに対し施設から設置状況等の報告がないとき、又は調査に応じないとき。
- その他、設置及び使用の継続が適当でないと認められるとき。

15 免責事項

本サービスの提供に関して利用者に生じた損害、利用できなかったことによる損害、及びその他のいかなる損害について県及び施設は一切の責任を負いません。

本サービスの提供に関して施設に生じた損害、利用できなかったことによる損害、承認の取消しにより生じた損害、及びその他のいかなる損害について県は一切の責任を負いません。

16 規約の変更

本規約の内容に変更の必要が生じた場合、県は内容の変更を行い、ホームページにおいて公開するものとしします。

17 その他

本規約に定めのない事項又は内容に疑義を生じた場合は、県と施設は誠意を持って協議し、解決するものとしします。

附則

本規約は、平成 25 年 9 月 10 日より施行するものとしします。

附則

本規約は、平成 26 年 5 月 26 日より施行するものとしします。

附則

本規約は、平成 28 年 3 月 28 日より施行するものとしします。

附則

本規約は、令和元年 9 月 6 日より施行するものとしします。